

議案第13号

多可町産業立地等促進特別措置条例の一部を改正する条例の制定
について

多可町産業立地等促進特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項第1号の規定により、議決を求める。

平成31年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町産業立地等促進特別措置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町産業立地等促進特別措置条例（平成17年多可町条例第169号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（4） 地域経済牽引事業

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条に規定する地域経済牽引事業計画に従って行われる事業のうち、家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が1億円（農林漁業関連業種にあつては5,000万円）を超えるものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町産業立地等促進特別措置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(申請の要件)</p> <p>第5条 促進措置を受けようとする企業者は、次に掲げる要件に適合していなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(申請の要件)</p> <p>第5条 促進措置を受けようとする企業者は、次に掲げる要件に適合していなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地域経済牽引事業</u></p> <p><u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条に規定する地域経済牽引事業計画に従って行われる事業のうち、家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が1億円（農林漁業関連業種にあつては5,000万円）を超えるものであること。</u></p>